

環境インフォメーション

■「(仮称)川越市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について」を市環境審議会が市長に答申しました



10月31日、「(仮称)川越市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について」の答申書が、市環境審議会会長・福岡義隆さんから舟橋功一市長に手渡されました。市は、地球温暖化対策をよりいっそう推進するため、この答申を基に、市民の皆さんから頂いた意見を参考にして、「(仮称)川越市地球温暖化対策条例」の条例案を作成し、市議会に上程する予定です。

問い合わせ…環境政策課地球温暖化対策担当・TEL内線2614

■「エコ・重ね着マンス」を実施します

現在、国では地球温暖化防止のため、「ウォームピズ」の愛称で、暖房に頼りすぎない取り組みを実施しています。

市でも、12月から来年3月まで、本庁舎をはじめとする公共施設の室内温度を19度に調整し、職員は必要に応じて、重ね着をするなどして勤務する「エコ・重ね着マンス」を実施します。

市の施設に入ると寒いと感じるかもしれませんが、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、市民の皆さんの家庭や事務所などでも、ご協力ください。

●エコ・重ね着マンス＝エコ(節約・環境)＋重ね着＋マンス(月間)を表す造語

問い合わせ…環境政策課地球温暖化対策担当・TEL内線2615



■「平成19年版かわごえの環境(第1号)第二次川越市環境基本計画年次報告書」の公表



平成18年度に策定した「第二次川越市環境基本計画」の進捗よく状況の点検結果について、年次報告書を通して市民の皆さんなどに公表します。同報告書は、62の環境指標に対する昨年度の実績、環境の現状・保全・創造に関する取り組みなどの実施状況をまとめたものです。

施策・事業の推進と計画見直しに反映させるため、同報告書に対する意見や提案を募集します。

募集期間…来年1月31日(木)まで

意見の提出方法…同報告書の中にある意見様式に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号などを明記し、〒350-8601川越市役所環境政策課(本庁舎5階)に持参(郵送・ファクス・Eメール可)

*同報告書は、12月10日(月)から、環境政策課・出張所・公民館で配布します。また、市ホームページでもご覧になれます。

*市ホームページからも、意見を提出することができます。

問い合わせ…環境政策課環境推進担当・TEL内線2613・FAX225-9800

▶ Eメール=nenzi@city.kawagoe.saitama.jp

「廃棄物処理施設設置等事業計画書」の縦覧を行います

廃棄物処理施設の設置を計画している事業者から、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防および調整条例に基づく廃棄物処理施設設置等事業計画書が提出されました。

同計画書と生活環境保全対策書の縦覧を次のとおり行います。

また、廃棄物処理施設設置に際して関係する住民の方は、生活環境保全上の意見書を提出できます。

詳しくはお尋ねください。

*意見書の用紙は、産業廃棄物指導課(本庁舎5階)・名

細出張所で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

事業者：(有)川越テック
施設の設置場所：平塚新田一

七五・一ほか四筆

縦覧期間：11月28日(水)～12月

28日(金)(土・日曜日、祝日、休日を除く)、午前8時30

分～午後5時

縦覧場所：産業廃棄物指導課・名細出張所

意見書の提出期間：来年1月

11日(金)まで(ただし、縦覧期間満了日までに説明会が終了しない場合は、説明会

が終了した日の翌日から起算して二週間を経過する日まで)

意見書の提出方法：意見書の

用紙に住所・氏名・電話番号を明記し、〒350-8

601川越市役所産業廃棄物指導課に持参または郵送
問い合わせ：産業廃棄物指導課
課長担当・TEL内線264

2

新潟県中越沖地震 派遣活動リポート⑤

震災復旧活動における拠点とは

支援活動を行ううえで、非常に重要な役割を持つのが活動拠点です。私たち支援班は、現地の保健所を拠点として、それぞれの支援地域に移動して活動しました。

暑い中での活動であったので、水分補給などのため、休憩が必要でした。その時に役立ったのが、コンビニエンスストア（コンビニ）の存在です。現地入りした当初は、上下水道がまだ復旧していなくて、各コンビニに設置されていた仮設トイレを利用しました。

トイレは、誰にとっても日常生活において必要不可欠なものです。どこのコンビニでも、仮設トイレ前には利用者が並んでいる状況でした。

コンビニが自主的に設置して、自由に利用してもらっているのが感じられました。店の利用者だけのためではなく、トイレのみの使用についても可能でした。

震災時には日用品をはじめ、さまざまな物資の購入が必要となります。その購入先としてコンビニは、正に「便利な店」となります。そのような場所に仮設トイレや給水施設などを設置することで、被災者支援に大きく貢献していました。

仮設トイレや給水施設を提供する側も被災者であることには変わりありません。経済的・精神的に厳しいながらも、助け合いの精神に基づき設置した方の対応に、たいへん感銘を受けました。

災害時には、コンビニのように人が集まりやすい所は、身近な拠点となりうるのではないのでしょうか。このような施設を有効に活用することができれば、復旧活動にあたって、大いに役立つのではないかと認識を新たにしました。

障害者福祉課主任・小林学

不老川の水質改善に向けての取り組みについて

経営企画課企画担当・TEL223-3062

不老川は東京都瑞穂町を源流とし、川越市で新河岸川に合流する全長17kmの1級河川です。また不老河流域は、急速な開発によって人口が急増したことに加え、特定の水源を持たないことから、河川水のほとんどが流域の生活排水と雨水で占められる典型的な都市河川となっています。このため、生活排水による水質の悪化が進み、昭和58年～同60年度にかけては、環境庁（現環境省）が実施した水質汚濁調査で全国ワースト1になるなど、水質汚濁が著しい河川でした。しかし、地域住民の皆さんや県・関係各市によってさまざまな水環境改善の取り組みが行われ、徐々に水質が改善されてきました。

不老川は河川水量が少なく、生活排水が大部分を占めているため、将来下水道施設が完成すると、さらに河川流量が減少することが予想されます。そこで考え出されたのが、安定的に供給が可能な下水処理水を不老川に放流し、水質の改善を図る試みです。



平成10年度に、不老川下流に位置する滝ノ下終末処理場（現在の新河岸川上流水循環センター）から送水ポンプによって12km上流の不老川（狭山市南入曽地内）へ、39,000m³/日の下水処理水の放流を開始しました。同13年度には、同センターに隣接する川越浄化プラントが完成し、さらに高度処理された下水処理水が放流されるようになりました。また近年、下水処理中のアンモニア性窒素の除去にも成功し、不老川の水質改善は大幅に進展しました。

同センターの不老川への放流水質は、水の汚れの指標であるBOD値が2.1mg/ℓ（平成19年度上半期平均）で、ヤマメやイワナが生息できる水質となっています。送水を開始してからの不老橋（環境基準点）での水質は、平成18年度のBOD値は5.5mg/ℓで、コイやフナが生息できる水質となっています（表1）。

また、同センターおよび川越浄化プラントの維持管理業務を県から受託している（株）埼玉県下水道公社は、不老川還流水の水質改善や市民団体が行う環境活動への協力が高く評価され、9月に第16回いきいき下水道・国土交通大臣賞を受賞しました。

